

ガイド  
ブック

# スポーツ 少年団とは

スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書



公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

## スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

## 日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

## 日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ協会(JSPO)公式SNSを通じて最新情報をご案内しています。  
スポーツ少年団に関する情報発信もしていますので、ぜひご覧ください。



YouTube



## もくじ

■はじめに	2
<b>I. スポーツ少年団の活動</b>	
1. スポーツ少年団の創設とその意義	3
2. スポーツ少年団の特色	6
3. スポーツ少年団の活動	7
4. 子どもの発育発達に応じたスポーツ活動	10
5. スポーツ少年団の主な事業	12
6. これからのスポーツ少年団	15
<b>II. スポーツ少年団の組織と運営</b>	
1. スポーツ少年団の組織	20
2. スポーツ少年団の登録	22
3. 指導者、役員、スタッフの役割	24
4. リーダーの役割と育成	26
<b>III. 育成母集団の役割と活動</b>	
1. 育成母集団とは	29
2. 育成母集団の役割	29
3. 育成母集団のつくり方と運営	30
<b>IV. 地域とスポーツ少年団</b>	
1. 地域社会とスポーツ少年団	33
2. 地域に認められるスポーツ少年団活動	34
3. 他の団体との連携	35
<b>V. 地域スポーツクラブとしての発展</b>	
1. 単位団の活動、組織における活性化のイメージ	36
2. 総合型地域スポーツクラブ	38
<b>VI. よくある質問 (FAQ)</b>	
1. 団の登録要件	39
2. 新規団の設立	40
3. 登録の注意事項	41
○スポーツ少年団の登録状況	42
○日本スポーツ少年団登録認定物品	43
○スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート	44
○単位スポーツ少年団規約の参考例	50
○スポーツにおける暴力行為等相談窓口	53
○「NO! スポハラ」活動	54
○広報・出版一覧	56
○スポーツ少年団の歌	57
○都道府県スポーツ少年団一覧	58
○JSPO が目指すもの	59

# はじめに

日本スポーツ少年団は、昭和 39(1964)年の東京オリンピック競技大会の開催決定をきっかけに起こった、「オリンピック青少年運動」の一環として、同大会に先立ち昭和 37(1962)年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設しました。令和 4(2022)年には、創設 60 周年を迎え、現在、団数約 2 万 4 千団、団員数約 51 万人を擁する日本で最大のジュニア・ユーススポーツ団体です。

このことは、組織の整備、単位スポーツ少年団(単位団)結成の促進、活動の充実など、団員、指導者、役員、スタッフを中心とした多くの関係者のご尽力による成果です。

本書は、スポーツ少年団創設時にスポーツ少年団結成の手引きとして作成して以来改訂を重ね、平成 12(2000)年にはそれまで別途作成していた育成母集団研修用テキストと合本した形態で発行し、各種研修会の教材としても活用されてきました。

また、平成 18(2006)年に、これからスポーツ少年団にかかわる方が理解しやすい内容とすることを重視し、大幅に改訂しました。

地域とスポーツ少年団の関係や総合型地域スポーツクラブに関する章も掲載していますので、今後のスポーツ少年団の発展のために、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

なお、本書を指導者研修や育成母集団研修などにおける教材としての活用に留まらず、地域の方々にスポーツ少年団を紹介する機会にもご活用いただき、スポーツ少年団が多くの方々に、より一層理解されることを願っています。



## 【マークの由来】

若葉は伸びる少年を、五輪はスポーツと連帯を象徴。昭和 37(1962)年 6 月 23 日のスポーツ少年団創立記念日に、2,000 通以上の応募の中から選ばれた柴田恵美子さん(当時山口県埴土中学校)デザイン。

# I スポーツ少年団の活動

## 1. スポーツ少年団の創設とその意義

昭和 37(1962)年 6 月 23 日、日本スポーツ少年団は、日本体育協会(当時)創立 50 周年の記念事業として創設しました。

その願いは「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に」というものでした。

当時は産業の機械化・近代化が急激に進み、これに伴う消費社会では、物質的には豊かな生活が送れるようになった反面、人々のこころやからだに大きな問題が起きてきました。

とりわけ子どもたちへの影響は大きく、からだを動かすことが少なくなったことによる体力の低下や、地域社会の崩壊による子ども集団の消失が進むとともに、少年犯罪の増加・低年齢化といった問題も顕著になり始めていました。

こうしたなか、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、スポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成しようと、スポーツ少年団の結成が全国に呼びかけられました。

創設当時の団数は 22 団、団員数は 753 人という小さな団体でしたが、スポーツ少年団が掲げた「スポーツによる青少年の健全育成」という目的の実現へ向けた動きと、東京オリンピック競技大会(1964 年 10 月)を 2 年後に控え、国民各層のスポーツへの関心の高まりとが相まって、単位スポーツ少年団(単位団)、団員、指導者が急激に増加していきました。

発育発達期にある子どもたちにとって、スポーツを継続的に行うことは精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できます。

また、将来に向かう子どもたちは、どんな環境にあっても自分を見失わず、力強く生きぬく力を持つことが必要です。

その力を養うための場合は、生活と結びついた地域社会の中で、子どもたちの集団による活動であることが理想的です。

このようなスポーツ少年団の存在意義については下記、創設初期の資料からも読み取ることができ、今日まで受け継がれてきました。

### 【「スポーツ少年団とは!! (1962年)初期資料復刻(抜粋・一部改編)】

#### ●なぜスポーツ少年団をつくる必要があるのか

人間の知識は限りなく発達してゆきますが、近年の科学の進歩はめざましいものがあります。

このような科学の進歩は、私たちの生活に大きな変化をもたらし、仕事の上でも日常生活の上でも非常に多くの利益を与えてくれました。

しかしその反面に、あまりにも早い物質文明の発達に人間の生活がついてゆかず、大事なことが忘れられてゆく心配があります。

科学が進歩することは大変立派なことであり、ありがたいことではありますが、その代りに私たちの生活の仕方を物質文明の発達と併行して、あるいはそれより前に考えなおし、つくりかえておかないと、せっかくの文明も逆に人間の生活に不幸をもたらすことになりかねません。人間の幸福というものは、心も身体も健康で、人と人が互いに信頼し合い協力し合って、希望に満ちて仕事をしたり、勉強したりするところにありますが、あまりにも急速に物質文明が発達すると、人間は機械に使われ、機械に引き廻されて人間の本性を見失い、健康を損なうて知らず知らずの間に不幸に陥ってしまいます。

今後も科学はどんどん進歩するでしょうし、それは喜ばしいことに違いありません。しかしそれに負けないだけの人間の精神生活、道徳生活、健康生活を打ち立て、機械の使用人ではなく機械の主人公としての新しい立場を確立する必要に迫られています。

そして、そのことが一番大切なのは若い人たちです。これから伸びてゆこうとする少年たちは、どんな環境にあっても自分を見失なうことなく、力強く豊かに生きてゆく力を持つことが必要でありその力を養う機会が与えられなければなりません。この要求に応じて、少年たち自らその力を養う新しい場を持つこと、これがスポーツ少年団をつくり育てる必要の根本であり、全部であります。

#### ●スポーツ少年団とはどんなものか

毎日至る所でキャッチボールをしたり、泳いだり、キャンプに行ったりする少年たちを見かけるでしょう。それらを、もうすこし組織的に、もう少し計画的に、もう少し目的々にしたものをスポーツ少年団と呼びます。すなわち、都道府県や市区町村で同じようなスポーツをする目的をもった少年達でクラブ(団)をつくり、それを登録したものをスポーツ少年団というのです。

**●少年であれば誰でもよいか**

本来は誰でもよいわけですが、ここでいうスポーツ少年団に当たる年齢は、大体 12 才から 15 才までの男女中学生を主な対象に考えています。そしてこれらの少年と一緒に活動できる少年なら、10 才、11 才の小学生 5、6 年生や、16 才から 18 才の高等学校生徒等を加えてもかまいません。

**●なぜ中学生を主な対象にしたか**

12 才から 15 才ぐらいまでの少年は、心身の発達がもっとも旺盛な時期であるため、十分に心身を鍛えておく必要があります。

また、この年代は陶冶性も高く感受性の非常に強い年頃ですから、つとめて社会からの影響を考慮し、人生に希望と理想をもった、積極的な社会の建設者に育てることも大切です。

次に大切なことは、12 才以上の年齢になりますと、小さい子どもと同じ活動ではあきたらなくなってしまいます。もう少し組織的なスポーツを中心にした活動とそれを行う組織および良い指導者のお世話になる必要があります。このような理由があるのに、現在わが国にはこの年齢層を中心にした社会的な組織活動が行われておりません。そこで中学生を中心にしたスポーツ少年団が考えられたわけです。

**●スポーツはどのくらいやるのが適当か**

スポーツは、やり方さえ適当なら、やればやるほど効果が多いもので、いい加減にやったのでは大した効果は期待できません。しかし時間ばかり長くかけても、大して意味はありません。それからスポーツ少年団は、身体の強い人も弱い人も加わっているでしょうし、選手の育成が目的でもありません。そこでこれらのことを合わせ考えて、練習の日数や時間を決める必要があります。1 日おきぐらいに練習するのが最も効果が多く、長期休暇中には少し長期にわたって継続して練習するのがよいでしょう。1 回の練習時間は、スポーツの種目によって違いますが、たいていの種目は 1 時間から 2 時間熱心にやれば十分です。

この際注意しなければならないことは、あまり熱心に毎日毎日やり過ぎたり、だらだらと 3 時間も 4 時間もやったりすると、練習の能率があがらないばかりでなく、団員の父兄からも非難されたり、敬遠されることになりかねないので、時間を決めてそれを固く守るようにしてください。

## 2. スポーツ少年団の特色

地域における子どもたちの活動では、さまざまな団体が「青少年の健全育成」という目的をもって活動しています。そのなかで、スポーツ少年団は、子どもが中心となるスポーツ活動を主体としている点に特色があります。

スポーツ少年団とはどんな団体なのかを整理してみると、次の5つの要素があります。

- ①だれが=子どもから大人まで
- ②いつ=自由時間に
- ③どこで=地域社会で
- ④なにを=スポーツを主とした幅広い活動を
- ⑤どのようにして=グループ活動で

スポーツ少年団の活動は、学校時間や家庭時間を除く自由時間に行い、活動拠点は地域社会にあります。スポーツ活動ばかりではなく、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化・学習活動など多様なプログラムが展開されており、異年齢集団の特長を生かした活動は、こころとからだの成長に重要な役割を果たします。

また、日本スポーツ少年団では子どものスポーツ活動の基本を次のように考えています。

- ①自主的で、自発的な活動であること。
- ②真剣さ、厳しさは、団員が目指すものであって、指導者や保護者、マスコミ等から強制されるものではないこと。
- ③個人的にも、集団的にも歓びのあふれたものであること。
- ④生涯にわたり続けていくであろう、スポーツの基礎をつくる活動であること。
- ⑤身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。
- ⑥活動地域における社会奉仕的活動が含まれていること。

スポーツ少年団の主であるスポーツ活動には、3つのタイプがあります。ジュニア期に様々な種目を体験することは、生涯スポーツの基礎を身につけるうえで大切なことです。いずれのタイプでも、幅広い活動が好ましいことに変わりありません。

### <スポーツ少年団の活動タイプ>

#### ●単一種目型

年間を通して野球やサッカー、バレーボール、剣道など、ひとつの種目を中心に実施

#### ●併行種目型

団員の人数や属性、指導者、活動場所、性別、年齢、季節等に応じながら複数種目を併行して実施

#### ●複合種目型

年間を通して多様な種目を実施

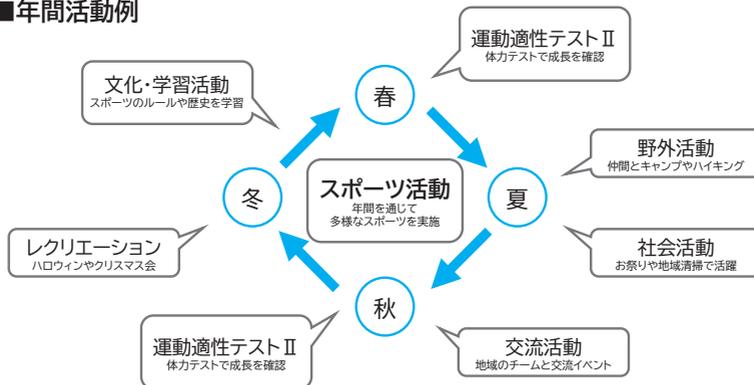
併行種目型・複合種目型を合わせて**多種目型**と呼びます。

## 3. スポーツ少年団の活動

スポーツ少年団の団員は、小学生を中心として構成されており、この小学校期はころとからだが大きく成長する年代です。様々な分野における多様な体験、経験から得られる学びが成長につながるため、単位団の活動は主となるスポーツ活動だけでなく、社会活動や文化・学習活動など、幅広く展開することが重要です。

スポーツ少年団の理念に沿って年間、月間の活動を適切に計画し、団員たちが無理なく、目標を持って参加できるようにしましょう。

### ■年間活動例



### <スポーツ活動>

スポーツ少年団の中心となるのは、スポーツ活動です。ひとつの種目だけを1年間行うことは、体力や技術面からも良い効果は得られないといわれています。主となる種目と併せて、異なるタイプの種目にも取り組みましょう。

### <野外活動・レクリエーション活動>

キャンプやハイキングなど自然とのふれあいは、心身のリフレッシュにつながるとともに、仲間づくりの良い機会となります。

また、お楽しみ会やクリスマス会などは、単位団活動を豊かにするとともに、団員、指導者、役員、スタッフ、育成母集団のまとまりを強くすることに役立ちます。



### <文化・学習活動>

絵を描く、文章を書く、合唱をする、郷土芸能に触れる、スポーツの歴史やルールのお話を聞くなどの活動は、子どもたちの豊かな心を育みます。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、こうした活動にも取り組みましょう。



### <社会活動>

スポーツ少年団は、地域社会で活動する団体です。地域と積極的にかかわることで地域の一員としての自覚を促しましょう。具体的な活動としては、地域の行事への参加や美化活動、奉仕活動などがあげられます。



### <交流活動>

複数の単位団や市区町村で一緒に様々な活動を行うことにより、活動に変化が付き、魅力ある単位団活動を行うことができます。



### <運動適性テストⅡ（体力テスト）>

運動適性テストⅡは、一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どものからだの動きやスポーツ、運動の適性を評価するテストです。動きの「量」に加えて、動きの「質」を評価する観察評価、「今の自分の身体状態を知り、ケガの予防につなげる」ことを目的とするコンディショニングチェックがあります。

運動適性テストⅡを行うことで次のようなことが可能となるため、日本スポーツ少年では、春と秋の年2回の実施を推奨しています。

- ①団員の体力や運動能力の特性を知る
- ②定期的にテストを行うことによって体力の変化を知る
- ③団員個人に適した運動プログラムを作成する

日本スポーツ協会ホームページでは、実施・評価方法を動画で解説しているほか、自動で結果を集計できるデータを公開しています。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>)



### スポーツ少年団グッズを販売中！

運動適性テストⅡをはじめ、スポーツ少年団の公式グッズが勢ぞろい！キーホルダーや認定証など、団員たちのモチベーションもあがるアイテムが満載です！

☞ 詳しくは公式サイトへ！

<https://jspo-ec.jp/>(JSPO 公式オンラインストア)



## 4. 子どもの発育発達に応じたスポーツ活動

スポーツ少年団の目的である「スポーツによる青少年の健全育成」のためには、常に子どもたちのこころとからだの発育発達に十分配慮した活動プログラムを実施することが大切です。

本来、スポーツは身体運動をともなった遊びであるといわれています。遊びには自由な喜びと楽しさがあり、自主的な子どもの遊びのなかでは、いつの間にか発育発達に応じた理想的な身体運動が展開されています。遊びから生まれる喜びや楽しさは、新たな感動を呼び起こし、さらには協調性や創造性など、豊かなこころを育みます。

近年、子どもの体力・運動能力が長期的に低下傾向にあることがいわれています。これは、以前に比べて外遊びや集団遊びなどをしなくなったため、遊びのなかで自然に身につくはずの「走る・投げる・飛ぶ・転がる・滑る」といった基礎的な動作が上手にできなくなったことが原因のひとつと考えられています。子どもの発育発達に応じた適切なプログラムを展開し、子ども自身がからだを動かすことの楽しさを発見できる活動を心がけましょう。

「2. スポーツ少年団の特色」(→ P.6)に記載の子どものスポーツ活動に関する基本的な考え方から、単位団におけるスポーツ活動の時間・頻度の目安としては、平日では**1日2時間**程度、休日・祝日では**1日3時間**程度まで、**1週間に2、3回**が無理のない活動といえるでしょう。

<参考資料：発育期のスポーツ活動ガイド>



発育期のスポーツ活動において留意するべきポイントをまとめています。日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid1319.html>



**楽しみながらからだを動かせる**

**「アクティブ・チャイルド・プログラム (JSPO-ACP)」**

子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム「JSPO-ACP」。次の4つのテーマについて、実際の指導現場への普及を図っています。

<テーマ>

- ★子どもの体力・身体活動の現状や、からだを動かすことの重要性
- ★多様な動きを身につけることの重要性や動きの質のとらえ方
- ★遊びプログラムの具体例として、運動遊びや伝承遊び
- ★身体活動の習慣化を促すアプローチとして、ポイントや実践例

総合サイトでは、すぐに実践できる遊びプログラムの数々を紹介！

☞詳しくは公式サイトへ！

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/acp/index.html>

(JSPO-ACP 総合サイト)



## 5. スポーツ少年団の主な事業

### <国内交流>

#### ● JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH

都道府県スポーツ少年団が推薦する団員が集合し、スポーツ活動・文化学習活動・野外活動等を行うスポーツ交歓交流大会です。主に中学1年生～高校3年生を対象としています。なお、「JAPAN GAMES」がスタートしたことに伴い、令和7(2025)年にこれまでの「全国スポーツ少年大会」を改称し開催しています。



#### 「JAPAN GAMES」(ジャパン ゲームズ)がスタート

「国民スポーツ大会」、「全国スポーツ少年大会」、「日本スポーツマスターズ」をリブランディングした『JAPAN GAMES』が2024年からスタート。

タグラインに「スポーツは、もっとオモシロイ。」を掲げ、性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域を問わず、誰もが楽しめるようにスポーツの魅力を増大していきます。



☎ 詳しくは公式サイトへ！

<https://www.japan-sports.or.jp/japangames/tabid1345.html>  
(JSPO ホームページ)



#### ● エンジョイ！スポーツフェスティバル(軟式野球、バレーボール、剣道)

小学生年代を中心にさまざまな年齢の子どもたちが全国の仲間とスポーツを通して交流を深めるための大会です。試合だけではなく、交歓交流プログラムも実施しています。なお、本大会は、子どもたちにとって望ましい大会の開催に向けて、令和7(2025)年に「全国スポーツ少年団競技別交流大会」を改称し開催しています。



※全国スポーツ少年団ホッケー交流大会(ホッケー)、JFA全日本U-12サッカー選手権大会(サッカー)を各競技団体主催のもと、共催で実施しています。

- ブロックスポーツ少年大会（各ブロックで開催）
- ブロック競技別交流大会（各ブロックで開催）



### <国際交流>

- 日独スポーツ少年団同時交流（名称は令和8年1月1日時点）

日本とドイツの団員が互いに相手国を訪問し、各地でホームステイをするとともに、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約2週間にわたり実施する交流事業です。昭和49（1974）年に第1回の交流を開始し、令和5（2023）年に50周年を迎えました。



- 日独スポーツ少年団指導者交流／日独青少年指導者セミナー

日独両国の指導者が参加し、スポーツ現場の視察や両国のスポーツ環境に関する情報交換等を行います。組織の運営、団組織の活性化等に大きな成果を上げている事業です。日本団の派遣とドイツ団の受入を年度ごと交互に実施しています。

- 日中青少年スポーツ交流

日本と中国の青少年スポーツ関係者（青少年および指導者）により継続した相互交流を行っています。両国青少年の健全育成および青少年スポーツ振興、特に若年層スポーツの充実・発展を目的としています。



### <リーダー関連事業> (詳細は→P.27)

#### ●全国スポーツ少年団リーダー連絡会

各都道府県スポーツ少年団リーダーの相互研修や情報交換を通じて、リーダーの資質向上と各都道府県リーダーのネットワークを充実・強化することを目的として開催しています。

#### ●ブロックリーダー研究大会(各ブロックで開催)

各ブロックにおいてリーダーの相互研修や情報交換、またブロック大会の開催に向けた検討等を行っています。

### <指導者関連事業> (詳細は→P.25)

#### ●ジュニアスポーツフォーラム

ジュニアスポーツに関わる指導者などの資質向上を図るとともに、スポーツ活動に欠かすことのできない安全・安心な環境の整備に資するためのフォーラムを毎年開催しています。



#### ●アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)都道府県普及促進研修会

アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)普及に向けて、理念や活用法を学んだり、指導力の向上を図るための研修会を都道府県ごとに実施しています。



(研修会情報サイト)



## 6. これからのスポーツ少年団

令和4(2022)年6月23日に日本スポーツ少年団は創設60周年を迎えました。60年をかけ現在のスポーツ少年団組織の基盤が確立されてきましたが、その道のりは決して平坦だったわけではありません。社会情勢が大きく変化する中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化しており、スポーツ少年団の活動にも様々な問題や課題が生じてきました。その都度、スポーツ少年団のあり方の検討を重ね、各関係機関からの意見も踏まえながら組織や活動を変化させてきました。平成21(2009)年6月には日本の青少年スポーツ事情を踏まえたうえで、近未来ではなくその先を見据え、「スポーツ少年団の将来像」を策定しました。その中では、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加えるなど(→P.33)、スポーツ少年団が進むべき方向性について示しています。

さらに、令和4(2022)年2月には、スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性を「スポーツ少年団改革プラン2022」(改革プラン2022)にまとめました。現在は、各スポーツ少年団との連携を一層緊密に図りつつ、様々な課題の対応に取り組んでいます。

「スポーツ少年団の将来像」全文は、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>)



### <スポーツ少年団改革プラン2022>

「改革プラン2022」では、今後のスポーツ少年団の方向性として「スポーツ少年団は、勝利至上主義を否定し、スポーツの本質である自発的な運動(遊び)から得られる『楽しさ』を享受できる機会をジュニア・ユース世代に提供する」ことを提示し、サブタイトルを「ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供しよう」に設定しています。

## サブタイトル

**ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供しよう**

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性をサブタイトルに反映

**「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性**

(方向性イメージは図1～3参照)

スポーツ少年団は、勝利至上主義<sup>\*1</sup>を否定し、スポーツの本質である自発的な運動(遊び)から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代<sup>\*2</sup>に提供する。

**スポーツ少年団の理念**

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの遊びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

\*1 スポーツは勝敗を競うものでもあり、スポーツにおいて勝利を目指すことは否定されるものではありません。

また、子どもたちが試合に勝つために活動することや、よりうまくやりたいといった活動も含め、競技力向上の取組も否定されるものではありません。しかしながら「勝利至上主義」は、勝つことのみを至上(この上ないもの)として位置づける考え方であり、勝つためには子どもの発育発達を考慮しない過度な練習を課すことや暴力・暴言等の不適切な指導が容認されるといった様々な弊害をもたらすものです。

【参考】我が国のスポーツ・インテグリティの確保のためにースポーツ庁長官メッセージ(スポーツ庁)  
URL:[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/choukan/detail/1406121.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/choukan/detail/1406121.htm)

\*2 「改革プラン2022」では、「ジュニア・ユース世代」とは、3歳から概ね18歳までの年代と定義しています。

**■「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性イメージ**

**①：子ども・保護者の多様なスポーツニーズへの対応**

スポーツ少年団は、「スポーツ少年団理念」を「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化させ、各スポーツ団体を貫く土台となり、子どもの発育発達に配慮したスポーツ活動を推進します。

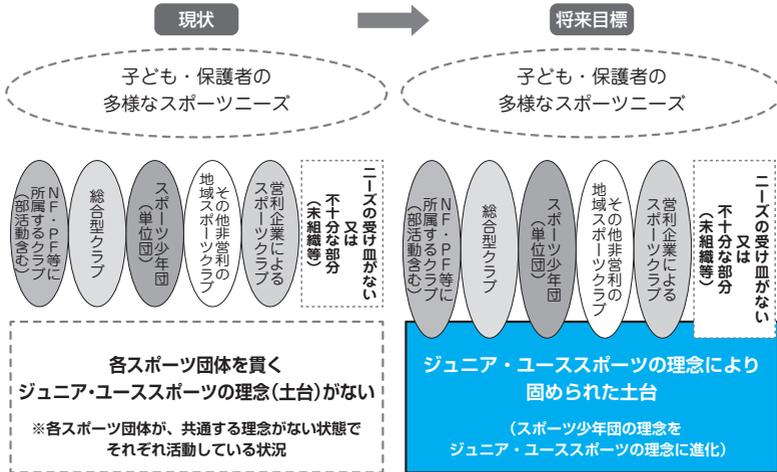


図1 子ども・保護者の多様なスポーツニーズへの対応

## ②：スポーツ団体とスポーツ少年団の立ち位置イメージ

日本スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団および都道府県スポーツ少年団の各級スポーツ少年団を基盤として「日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織（統括組織）へ拡充」することを目指し、ステップ①、ステップ②に取り組みます。

また、日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織として、各スポーツ団体のジュニア・ユース育成部門等が協力・連携し、子どもの発育発達に配慮したスポーツ活動を実施する体制の構築を図ります。

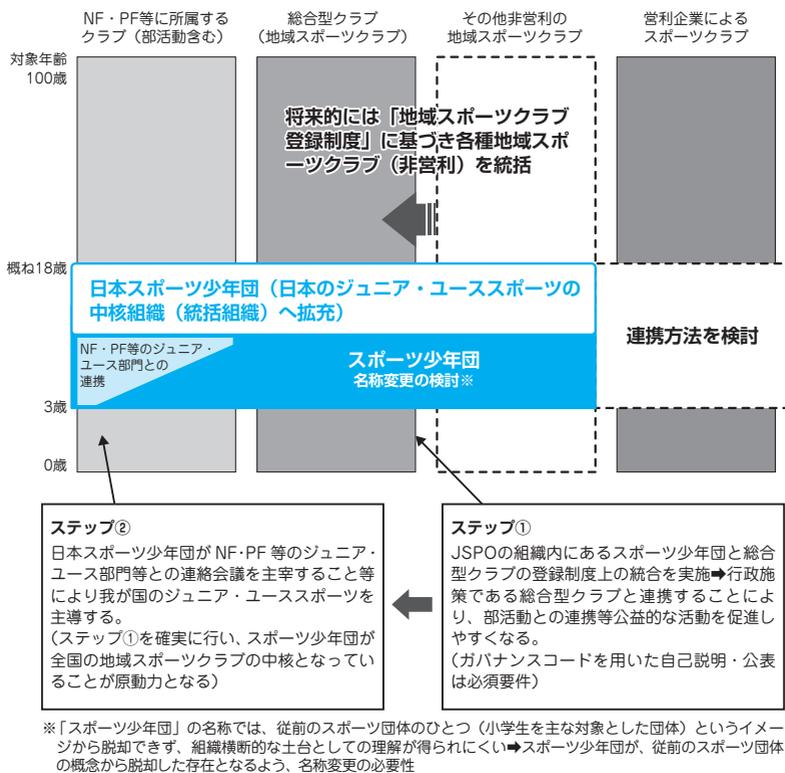


図2 スポーツ団体におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

### ③：国民のスポーツ志向におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

スポーツ少年団では、団員の年齢制限に上限はないものの、約9割が小学生であり、中・高校生年代の子どもたちのスポーツ活動は、学校運動部活動が対応しているのが現状です。

将来目標において、スポーツ少年団は、実質的な対象年齢を18歳まで拡大し、ジュニア・ユース世代の初心者層や愛好者層を主要な対象とすることで、生涯を通じてスポーツに親しむ「入口」の役割を担う存在になることを目指します。

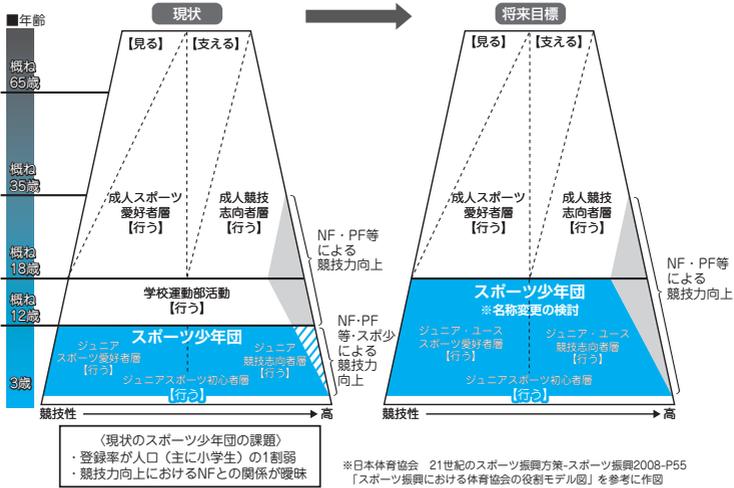


図3 国民のスポーツ志向におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

## ■「スポーツ少年団改革プラン 2022」の実現に向けた取り組み

日本スポーツ少年団は、「改革プラン 2022」が意図するスポーツ少年団の方向性（図1～3）の実現に向けて、スポーツ少年団の「組織の強み」と「目標（課題の解決方針）」により、改革を進めていきます。

### 「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性

スポーツ少年団は、勝利至上主義を否定し、スポーツの本質である自発的な運動（遊び）から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代に提供する。

組織の強み	目標（課題の解決方針）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国最大の青少年スポーツ組織（全国の仲間）</li> <li>○地域社会において活動（住民主体）</li> <li>○組織内で指導者を育成（体系的な人材育成）</li> </ul>	<p><b>A. 信頼される人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域人材の発掘・若手の登用</li> <li>②信頼されるジュニア・ユーススポーツ指導者の養成</li> <li>③ジュニア・ユーススポーツマネジメント人材の育成</li> </ul> <p><b>B. 安全かつ最新の情報・知見に基づく活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①広報・情報提供活動の充実・強化</li> <li>②多様なジュニア・ユーススポーツ活動プログラム等の開発・紹介</li> <li>③聖域なき事業の見直し</li> </ul> <p><b>C. 「ジュニア・ユーススポーツ」における国内組織の協働・連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの中核組織（統括組織）へ拡充</li> <li>②「スポーツ少年団の理念」を「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化</li> </ul>

スポーツ少年団改革プラン 2022 は、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1022.html>)



# II スポーツ少年団の組織と運営

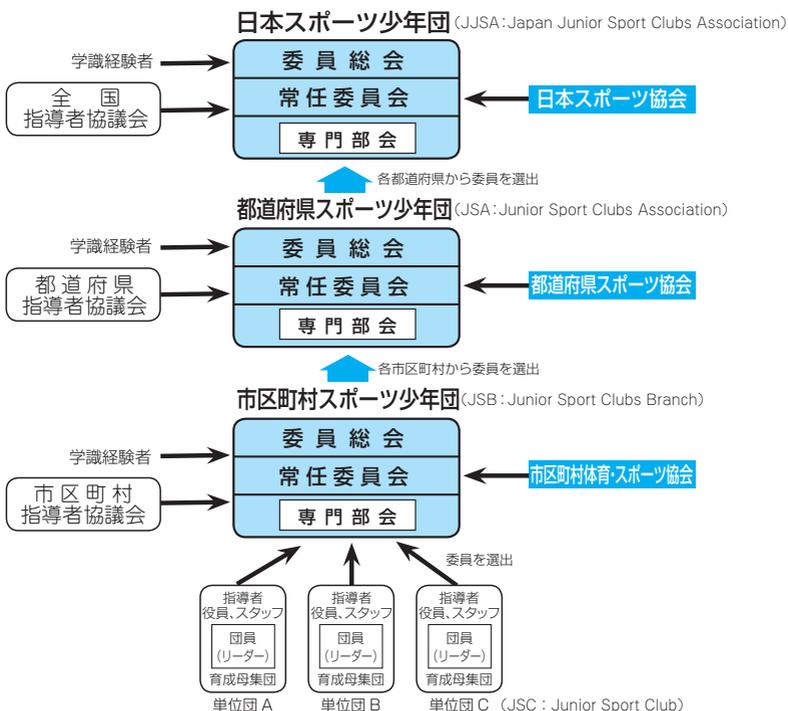
## 1. スポーツ少年団の組織

### <スポーツ少年団の組織>

スポーツ少年団は、単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営しています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や専門部会を設け、直接的・間接的に単位団やそこに所属する団員、指導者、役員、スタッフおよび育成母集団を支援しており、指導者の資質向上を図るため、指導者協議会を設置しています。

また、スポーツを総合的に統轄する団体である体育・スポーツ協会や教育委員会等の地方行政機関とも連携して、ジュニア・ユース世代の健全育成に努めています。

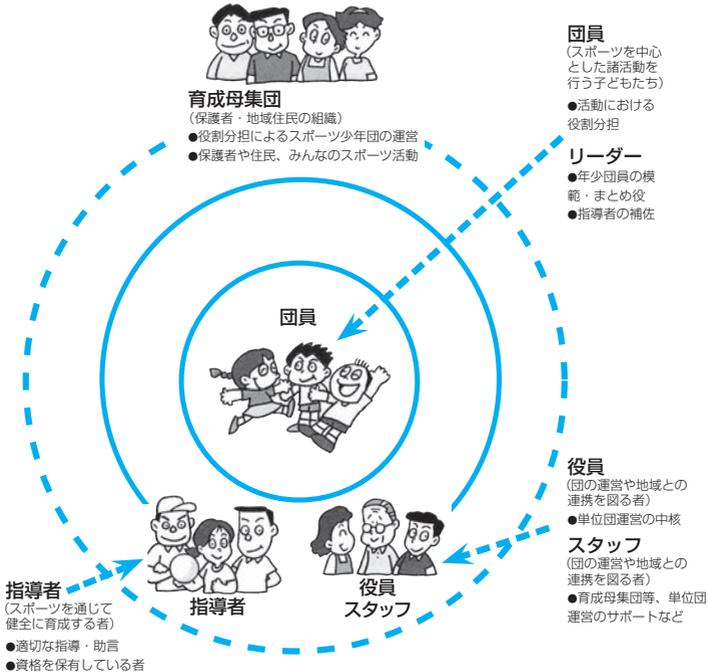
### ■スポーツ少年団の組織図



## <単位団>

単位団は、団員やリーダー、指導者および役員、スタッフを中心として組織されます。また、活動にあたっては、地域の中で財政面、活動面、人材面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団などの協力が不可欠となります。それぞれの役割については、P.24 から解説します。

## ■単位団の組織



## <市区町村スポーツ少年団>

地域の登録単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の所属メンバーの情報をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、新規団の登録や団員、指導者、役員、スタッフ、育成母集団の資質向上を図る研修、国際交流活動への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

### <都道府県スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村スポーツ少年団役員を中心に、都道府県スポーツ協会役員や学識経験者などで運営されています。

市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団の情報をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー、指導者、育成母集団の育成や研修、ブロック大会、全国大会、国際交流への団員、指導者等の派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

### <日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成した組織で、公益財団法人日本スポーツ協会の内部組織となっています。

## 2. スポーツ少年団の登録

### <スポーツ少年団の登録>

スポーツ少年団はメンバーシップ制であり、単位団は年度ごとに団員、指導者、役員、スタッフを登録します。毎年4月から7月の間にスポーツ少年団登録システムを用いて、所属する市区町村スポーツ少年団で登録手続きをした単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録申請されます。

最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、各都道府県スポーツ少年団へお問合せください(→P.59)。

登録が完了した単位団には、登録認定物品を交付します(→P.43)。

**団員登録の要件:**登録する年の4月1日現在満3歳以上  
**指導者登録の要件:**登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格\*1保有者(登録前年度に養成講習会を修了した者も含む)

- \* 1 次の資格を含む
  - ・日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格
  - ・日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格

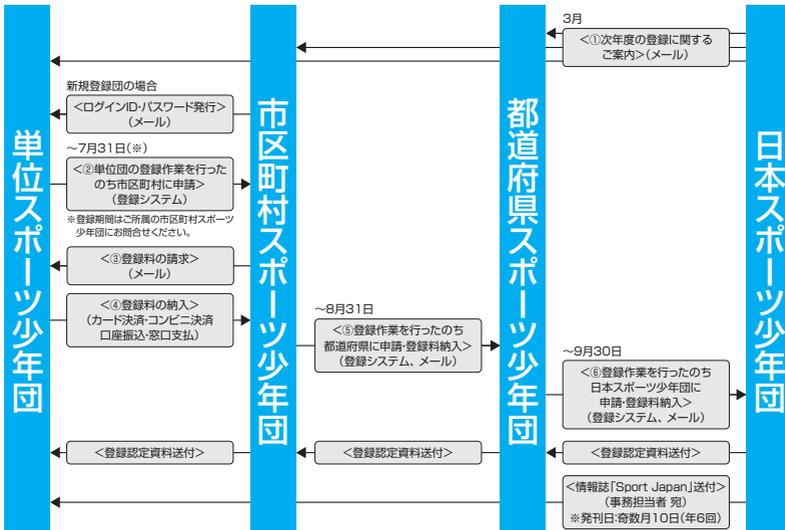
**単位団登録の要件:**

- ・原則として団員10名以上と指導者2名以上が必要
- ・指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者(→P.25)」が2名以上必要\*2

\* 2 **新規登録単位団は、初年度に限り「スポーツ少年団の理念を学んだ者」2名は必置しなくともよいが、当該年度内に少なくとも2名が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として、指導者登録ができる資格(JSPO公認スタートコーチ(スポーツ少年団))の養成講習会の受講を修了することが必要**

※上記登録要件は令和8(2026)年度登録に関するものです。登録年度により異なる場合がありますので、日本スポーツ協会ホームページ等から最新の登録要件をご確認ください。

■スポーツ少年団登録の流れ



### 3. 指導者、役員、スタッフの役割

子どもたちのスポーツ活動には、適切な指導や助言が必要です。しかし、一人ですべての運営や指導を行うのには限界があるため、指導者、役員、スタッフは役割を分担し、団の運営に携わることが重要となります。

また、以下の点に留意する必要があります。

- ①自発的にスポーツを選んでくれた子どもたちに対し、指導者、役員、スタッフとしての責任を果たす必要があることを認識しましょう。
- ②子どもの発育発達には個人差があることや外見的な成長の様子と内面的な成熟の度合は必ずしも同じではないことを十分に理解しましょう。
- ③発育発達期のスポーツ活動は、生涯スポーツの基礎づくりの活動であることを常に認識しましょう。
- ④それぞれの発育発達段階に応じ、機能的・生理的・心理的な面を考慮した活動の質・量を常に考え、無理な活動は避けましょう。
- ⑤一人ひとりに運動やスポーツの楽しさを十分体得させましょう。
- ⑥単一のスポーツ活動のみに限らないようにしましょう。
- ⑦指導内容に十分な工夫と豊かなアイデアを持ちましょう。
- ⑧管理することだけに集中せず、子どもたちの自主的・自発的活動を促し支えましょう。
- ⑨スポーツ活動や団の運営において、暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の反倫理的行為を根絶しましょう。
- ⑩指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と科学的根拠を持った指導を心がけましょう。
- ⑪単に指導者の資格を取得するだけではなく、安全で効果的な指導や常にスポーツの楽しさを伝えられる指導者として学び続けましょう。
- ⑫勝利だけにこだわらず、活動の過程を大事にしましょう。
- ⑬団の運営は透明性を確保し、全員が参加できる環境を作りましょう。
- ⑭仲間意識と思いやりを育てましょう。
- ⑮学校・家庭・地域社会などとの連携を深めましょう。

### <指導者資格について>

スポーツ少年団に指導者として登録するには、JSPO 公認スポーツ指導者資格<sup>\*</sup>の保有が必要です。この資格は、登録・更新制の資格であり、常自ら学び続けながらスポーツ指導が実践できることを証明するものです。

※次の資格を含む

- ・日本サッカー協会 (JFA) 公認 C コーチライセンス以上の資格
- ・日本バスケットボール協会 (JBA) 公認 C 級コーチライセンス以上の資格

なお、単位団登録にあたって、登録する指導者のうち、2 名以上を「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」とする必要があります。

[スポーツ少年団の理念を学んだ対象となる者]

- (1)令和元 (2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員または認定員の資格を保有していた者
- (2) JSPO 公認スタートコーチ (ジュニア・ユース) 資格保有者  
※前年度養成講習会修了者含む
- (3)令和元 (2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続きスポーツ少年団に登録を行っていた者
- (4)令和 2(2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団に登録を行っている者  
※上記 (1) (3) (4) について、JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有している必要があります

▼ JSPO 公認スポーツ指導者制度の詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid63.html>)



#### ●スタートコーチ (ジュニア・ユース)

ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材として、「スタートコーチ (ジュニア・ユース)」を養成しています。

この資格を取得すると、スポーツ少年団登録において「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録することが可能です。



▼ JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問い合わせください（→ P.59）。

#### ●スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター

日本スポーツ少年団では、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の講師として、受講者の学びを支援することのできる「スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター」を養成しています。

▼スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクターの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。  
(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1313.html>)



## 4. リーダーの役割と育成

スポーツ少年団では、将来の指導者を目指す人材として地域における青少年のリーダーを育成しています。リーダーは自身がスポーツの価値を享受し、さらには指導者と協力して、スポーツを楽しむことができる環境を創造していく役割を担います。また、リーダー活動を通じて身につけた能力を活用し、単位団のみならず、学校生活や地域活動の場にも活動範囲を広げて働きかけをする役割も担います。リーダーは、指導者と団員をはじめとする周囲の人々をつなぎ、指導者以上の効果を発揮することもあります。

中学生～高校生年代を中心に大切な役割を担うリーダーですが、スポーツ少年団では小学校の卒業を機に単位団活動をやめてしまう団員（いわゆる「卒団」）が多くいるのが現状です。するスポーツだけでなく、みる・きさえるといったスポーツの多様性・多面性に積極的に触れることのできるリーダーは、本人の成長のみならず、単位団にとって欠かせない存在です。部活動の地域連携、地域展開に関する今般の動きに鑑みると、指導者や役員、スタッフは、中学生～高校生年代がスポーツ少年団活動に継続して参加できる環境の整備や、単位団等の運営に参画できるよう役割を与えるなどの体制を整えることが重要となります。

●ジュニア・リーダースクール（各都道府県が開催）

小学5年生～中学生を対象としています。都道府県ごとにスポーツやレクリエーション活動を含んだプログラムを実施し、「人とふれあう力」「考え方を深める力」「活動を営む力」を育てています。

開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問合せください（→ P.59）。

▼ジュニア・リーダースクールの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid952.html>)



●シニア・リーダースクール（日本スポーツ少年団が開催）

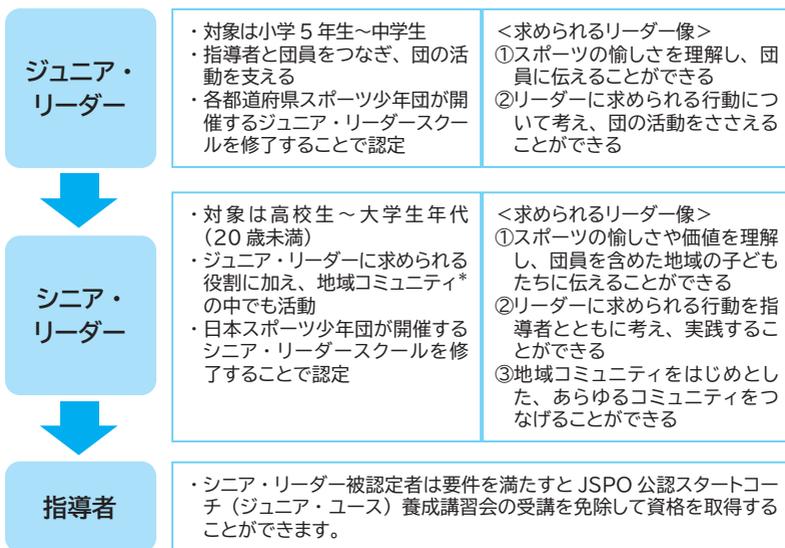
ジュニア・リーダー資格保有者を中心とした高校生～大学生年代を対象に、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的に実施しています。例年8月に行う数日間の宿泊研修では、テーマディスカッションや小学生を対象としたスポーツ指導の実践を行い、リーダーの資質向上を図っています。

▼シニア・リーダースクールの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid953.html>)



### <リーダー資格の種類と仕組み>



\*「コミュニティ」とは、人同士のつながり等の社会的な諸関係のことを指します。

### <リーダー会>

リーダーを育てるためには、単位団での活動の他に、リーダー同士が地域や市区町村の規模で集まって資質の向上を図ったり、情報交換を行ったりするなど、活動の範囲を広げることも大切です。都道府県スポーツ少年団がリーダー会を組織していることも多くあり、リーダーの積極的な参加を促しています。

※日本スポーツ少年団では、リーダーに関連する事業として「全国スポーツ少年団リーダー連絡会」・「日独スポーツ少年団同時交流」・「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH」を実施しています(→P.12～14)。

# Ⅲ 育成母集団の役割と活動

## 1. 育成母集団とは

育成母集団という名称は、日本スポーツ少年団が独自に使用している名称で、単位団活動を支える“母体となる集団”という意味です。スポーツ少年団は、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる地域クラブを目指して活動する団体として、子どもたちだけではなく、大人も含めた地域集団の形成を目標としています。

育成母集団は、スポーツ少年団を支える一員として子どもたちを支援するばかりでなく、地域社会への普及活動の役割も担います。

## 2. 育成母集団の役割

### <スポーツ少年団に対する支援、協力>

#### ①財政面

- (例)・使用する用具や器材の購入支援
- ・各種行事開催に必要な財政支援
  - ・保険加入への支援

#### ②活動面

- (例)・活動場所の確保
- ・キャンプなど野外活動の引率や生活指導
  - ・行事への団員参加の促進
  - ・栄養、生活習慣など日常生活における配慮
  - ・事故やケガ等に対する応急処置などの学習
  - ・単位団活動活性化のための話し合いとプログラムの提供

#### ③人材面

- (例)・日頃の練習におけるサポート
- ・各種行事における運営スタッフ

### <地域社会への普及活動>

#### ①スポーツ少年団活動の周知・普及

- (例)・町内会、PTA、子ども会など各種団体への理解を広める活動
- ・学校や公民館、各種施設への理解を広める活動
  - ・地域内で理解を広めるための研修、講習会の企画や開催
  - ・総合型地域スポーツクラブとの連携・協力

#### ②スポーツ少年団への加入促進

- (例)・未加入の子どもへ加入の働きかけ
- ・ポスター、チラシ配布やHP、SNSなどを活用した広報活動



### <育成母集団自身の活動の充実>

- (例)・育成母集団でのスポーツ、文化活動の企画・実施
- ・育成母集団の親睦を深める交流の企画・実施
  - ・単位団と合同のスポーツ・レクリエーション大会の企画・実施

## 3. 育成母集団のつくり方と運営

育成母集団を組織する第一歩は、目的や目指すところ（ミッション）を明らかにすることです。育成母集団の目的を関係者で共通認識できるようにしましょう。

その後、規約（会則）の参考例（→ P.50）にあるように権限や構成（誰を会員の対象者とするか）、会議の開催や決議の方法、また記録の残し方などを文章にして、公平で平等の原則をお互いに確認し、組織運営のルールを定めていくことが必要です。

このような規約（会則）は、日常的には常識で運営できることですが、年次総会等の機会に会員相互で確認しておくことが大切です。

### <つくり方と運営におけるポイント>

- ①会員は、団員の保護者、スポーツやジュニア・ユース世代の活動に理解のある方、町内会や商店会などスポンサー的な理解者、元団員の保護者などの経験者などで構成すると良いでしょう。
- ②役員の名称や役割分担は分かりやすく記し、人数も無理のない範囲で設定します。組織が拡大した際には規約（会則）を改正して、適切な役割をつくると良いでしょう。
- ③会費は、活動の内容や規模で決まります。一人いくらという決め方が一般的ですが、ファミリー会員の会費や賛助会員の会費など、かかわり方により会費を設定する方法もあります。いずれにしても、無理のない額で運営することが大切です。会費は、会計係を複数人で担当し、適切に処理しましょう。
- ④目的と活動計画は、単位団への支援活動と育成母集団自身の活動とに分けます。合同で進める活動も確認しておく良いでしょう。そして、活動計画を無理なく進めるための話し合いの場を自由で公平な関係のもとで持てるようにしましょう。
- ⑤単位団や指導者とは、相互に協力することが大切です。学校行事や地域行事などと調整をしながら、団の活動を計画しましょう。
- ⑥仕事等の都合から休日の活動に参加できない保護者への配慮を欠かさず、互いに協力しましょう。

### Ⅲ

- ⑦会員がメンバーの一員となることに誇りと喜びをもてるような運営を心がけ、研修会や交流・親睦の機会をつくることで共通理解を図りましょう。SNSでの発信や会報等の発行で常に予定や状況報告をすることも効果的です。
- ⑧賛助会員や協力団体等は、青少年活動やスポーツ団体への理解があり、かつ品位のある団体を選びましょう。
- ⑨他の単位団の育成母集団との話し合いや交流の機会をつくり、互いのよいところを学び合いましょう。市区町村レベルにおいて「育成母集団連絡協議会」を結成し、より積極的な活動を展開しているところもあります。

ここまで育成母集団について説明してきましたが、所属する団員の属性や地域、環境の違いによって育成母集団の在り方は様々です。単位団の実状に即し、関係する方々で話し合いながら子どもたちの活動を支える体制を無理なく整えていくことが大切です。

## IV 地域とスポーツ少年団

平成 21 (2009) 年に策定した「スポーツ少年団の将来像」では、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加えました。スポーツ少年団は、活動拠点を学校ではなく地域社会に置く、地域の青少年のための団体です。そのため、地域とスポーツ少年団は、そこに住む人々の生活と密接な関係にあるのです。

### 1. 地域社会とスポーツ少年団

ある一定区域に住む人々が温かいこころの触れ合いを通じて、豊かで生きがいにも満たした生活を送ることができる場が地域社会です。それは住民一人ひとりが互いを尊重し合い、協力し合って築き上げていく社会といえます。地域社会と同様、スポーツ少年団の活動においても、団員、指導者、役員、スタッフ、育成母集団相互の交流を通して助け合うこころを育むことや地域住民との連帯感の醸成を期待しています。

また、特に現代社会においては、地域社会の中でだれもが参加しやすい居場所をつくることや、スポーツ・文化活動などを通して地域と家庭の支えあい関係をつくることで子育てを支援していくシステムが求められており、スポーツ少年団もその仲間の一員という考えを持って活動していくことが重要です。

しかし、最近では子どもが自由に遊べる空き地や生活道路、スポーツ施設が減少しており、地域環境の整備・充実が大きな課題となっています。スポーツ少年団を発展的・継続的に展開していくためには、「みんなでまちを良くしよう」、スポーツ少年団を「地域でつくる」という姿勢で活動することが大切です。

## 2. 地域に認められるスポーツ少年団活動

スポーツ少年団における団員は、現状多くの団が小学生を中心として構成しているため、活動範囲は小学校区程度の日常生活圏となっています。スポーツ少年団はおのずと地域社会と密接にかかわり、連携・協力し、支援をいただくこともあります。したがって、活動は地域に根ざし、地域から認められ、すべての子どもたちに門戸が開かれているものでなくてはなりません。

具体的には、地域のお祭りや運動会、美化活動などに積極的に参加・協力することでスポーツ少年団の目的や活動を地域の人々に理解してもらうことが大切です。そして、地域社会で活動を展開する中で、スポーツを通じたネットワークを広げ、地域間の交流を活性化させましょう。

地域社会とのかかわりは、団員の成長にも大きな影響をもたらします。それは、子どもたちが自分も家族とともに地域社会の一員だということを知り、社会性を学ぶ機会となるはずで

スポーツ少年団が積極的に地域と連携・協力する中で住民への理解が広がれば、地域社会の認知度や支援の輪も、おのずと広がってくるでしょう。新しい団員の加入促進をはじめ団体としての社会的信頼も深まり、スポーツ少年団の発展につながります。



### 3. 他の団体との連携

各地域では、町内会や自治会、青少年団体、NPO 法人など、多くのグループや団体が活動しています。子どもからお年寄りまで、その構成員も多種多様です。地域社会を活動のベースとしているスポーツ少年団にとって、これらの組織や団体との連携は重要なことです。特に、同じ青少年を構成員としている団体は、その最終目的が「こころとからだの健全育成」にあることから、協調し合えることが多くあるはずです。

令和4（2022）年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」に基づき、同年6月6日には「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が出され、運動部活動の改革に向けた取組が段階的にスタートしています。

こうした背景から、スポーツ少年団が町内会や自治会、多くの青少年団体と連携をすることは、活動場所の確保や活動経費の削減、指導者不足の解消などの問題解決につながり、行政のバックアップも得やすくなるでしょう。

他団体との交流がなかなか持てないスポーツ少年団は、交流のきっかけとして、主催する行事や活動、例えば、運動会や正月・クリスマスの催しなどに他団体の方々を招待するのも一つの方法です。

また、地域の催しや他団体の行事とスポーツ少年団活動が重なり、参加する子どもたちを取り合うようなことは、絶対避けなければなりません。事前に関係者で調整するとともに、“主役は子どもたち”ということを念頭に置きましょう。

#### 運動部活動改革

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」によって運動部活動改革の方向性が具体化し、JSPO では取組方針等を取りまとめました。

JSPO ホームページでは、運動部活動改革の特集ページを開設！

☞ 詳しくは公式サイトへ！

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1377.html>



# V 地域スポーツクラブとしての発展

日本スポーツ協会 (JSPO) のミッション「スポーツと、望む未来へ。」の実現を目指すにあたり、地域で活動するスポーツ団体の役割はますます重要となっていきます。特に、ジュニア・ユーススポーツの基盤を整備・充実させるためには、地域で活動するスポーツクラブのひとつである単位団の活動や組織の活性化を図ることが必要となります。

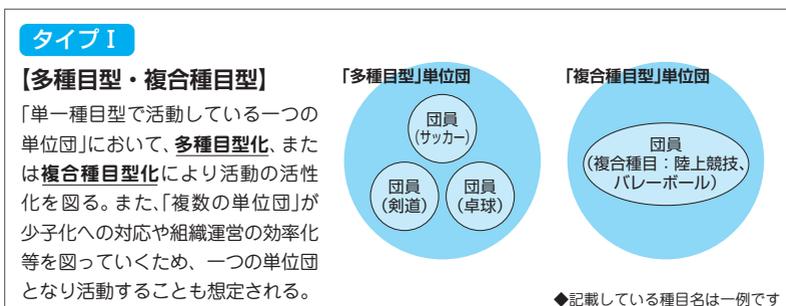
## 1. 単位団の活動、組織における活性化のイメージ

単位団の活動、組織における活性化のイメージをタイプ分けすると、次のタイプⅠ～Ⅳに大別することができます。

タイプは固定的なものではなく、単位団や既存の地域スポーツ団体の置かれた状況や取組の経過によって変化します。また、実際には中学校部活動や地域の様々な団体を巻き込んで、子どもたちのニーズに応えられる体制を地域ごとに構築する必要があります。

### <タイプⅠ「多様目型・複合種目型」>

単一種目型から多様目型、複合種目型への変化です。



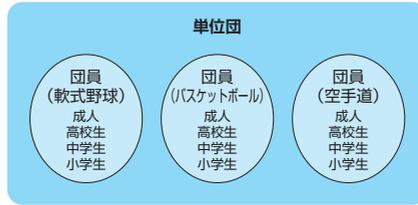
### <タイプⅡ「多世代型」>

リーダーや役員、スタッフ、保護者等のスポーツ参加による多世代型への変化です。

**タイプII**

**【多世代型】**

「一つの単位団として」、または「複数の単位団が統合して」、**シニア・ジュニアリーダーや役員、スタッフ、保護者等のスポーツ参加により、団員年齢の範囲を広げ(多世代型化)、活動や組織の活性化を図る。**



◆記載している種目名は一例です

<タイプIII「連携型」>

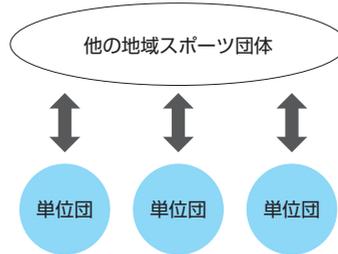
既存の地域スポーツ団体との連携です。

**タイプIII**

**【連携型】**

「一つの単位団」、または「複数の単位団」が、総合型クラブ等の**既存の他の地域スポーツ団体と連携**することで、活動の活性化を図る。

例：単位団の団員募集を地域スポーツ団体が代行、イベントを共同で実施 等



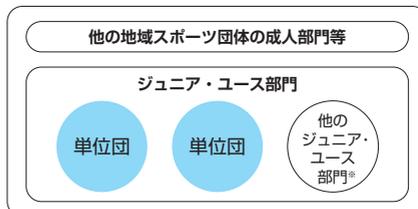
<タイプIV「統合型」>

既存の地域スポーツ団体との組織化です。このイメージの一つとして総合型地域スポーツクラブが考えられます。

**タイプIV**

**【統合型】**

「一つの単位団」、または「複数の単位団」が統合して、**既存の他の地域スポーツ団体と統合した上で、ジュニア部門として位置**することで、活動や組織の活性化を図る。



※既存の団体のジュニア・ユース部門（チーム・教室・サークル等）が少年団に登録

## 2. 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）とは、地域の人々に年齢、興味関心、技術技能などに応じたさまざまなスポーツ機会を提供する、「多世代」「多種目」「多志向」という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

JSPPO では、総合型クラブ育成の基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を念頭に置き、総合型クラブの育成・支援に向けた各種取組を行っています。平成9(1997)年度から平成13(2001)年度まで実施したスポーツ少年団を核としたクラブ育成モデル地区事業やスポーツ振興くじ助成事業等を通じて、これまで数多くの総合型クラブの創設や、自立に向けた各種支援を行ってきました。

また、令和4(2022)年4月1日から、総合型クラブがより公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、総合型クラブ登録・認証制度の運用を開始し、令和7(2025)年度は登録クラブとして1,121クラブを認定しました。

子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方々が自らの興味・関心に沿って楽しく活動し、交流の輪を広げ深めています。

▼総合型クラブの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid67.html>)



# VI よくある質問 (FAQ)

## 1. 団の登録要件

**Q1** スポーツ少年団は何歳から何歳まで登録できますか。

**A** 登録する年の4月1日現在満3歳以上から加入でき、年齢の上限はありません。もちろん、中学生や高校生、大人も登録できます。

**Q2** スポーツ少年団として活動するための条件は何ですか。

**A** スポーツ少年団の理念に賛同し、10名以上の団員と2名以上の理念を学んだ指導者(→P.25)をスポーツ少年団登録システムを通じて登録することです。

**Q3** スポーツ少年団への登録料はかかりますか。

**A** 所属の市区町村スポーツ少年団が定める登録料を納入いただきます。以下はそのうち日本スポーツ少年団へ納入いただく金額となります。登録年度により異なる場合がありますので、日本スポーツ協会HP等から最新の登録料をご確認ください。

【令和8(2026)年度登録料(1名/年間)】団員：300円 指導者、役員、スタッフ：700円

**Q4** スポーツ少年団に指導者として登録するために資格は必要ですか。

**A** JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している必要があります。該当の資格詳細はP.25をご確認ください。

**Q5** 現在指導者の資格を持っていません。スポーツ少年団に「指導者」として登録するために資格の取得を検討していますが、どの資格を取得したらよいですか。

**A** 「JSPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)」資格の取得を推奨します。本資格を取得することで、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録することができます。

取得に向けた養成講習会は、各都道府県で実施しています。詳細については、所属する都道府県スポーツ少年団にご確認ください(→P.59)。

▼JSPO公認スポーツ指導者資格の詳細はこちら

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>)



**Q6 役員、スタッフとして登録した人も指導者と一緒にスポーツの指導に携わることはできますか。**

**A** 役員、スタッフは一切スポーツの指導に関わることはできません。スポーツの指導に携わる場合は必ず「指導者」として登録してください。

## 2. 新規団の設立

**Q1 スポーツ少年団の登録はどのように行うのですか。**

**A** スポーツ少年団登録システムから申請を行い、登録していただきます。新規で単位団を設立される場合は、所属先の市区町村スポーツ少年団へお問い合わせのうえ、アカウントの発行を依頼してください。

**Q2 単位団の新規設立にあたってどのようなルールを決める必要がありますか。**

**A** 団の構成や、会計処理などのルールを決める必要があります。「単位スポーツ少年団規約の参考例」(→ P.50)を参照いただき、規模の大小にかかわらず規約の策定を強く推奨します。策定にあたっては、「スポーツ団体ガバナンスコード」の「セルフチェックシート」も併せて確認してください(→ P.44)。

**Q3 スポーツ少年団が加入できる保険制度はありますか。**

**A** 公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険があります。この保険は4名以上のグループ保険で、全員の加入をお勧めしています。  
※保険は加入を義務付けるものではありません。加入にあたっては、単位団でよく話し合い、検討してください。

### 3. 登録の注意事項

**Q1** 複数の市区町村から団員を集めています。登録する市区町村はどこでもいいのでしょうか？

**A** 主に活動する地域で登録してください。

**Q2** 複数の種目で活動したいと考えています。同一人物が複数の単位団に登録できますか。

**A** 複数の単位団に登録していただくことが可能です。  
※所属する単位団ごとに登録料がかかります。

**Q3** 年度の途中で単位団を設立したり、登録者の追加や移籍をしたりすることはできますか？

**A** 令和 8 (2026) 年度の登録に際しては、単位団の設立や登録者の追加および移籍は、単位団の登録期間となる 4 月から 7 月の間のみ可能です。なお、登録する地域や中央競技団体に別途登録する場合には、各団体の規約等が適用されることがありますので、事前に確認してください。

# スポーツ少年団の登録状況

<全国のスポーツ少年団の登録状況〔令和7（2025）年度〕>

※令和7（2025）年12月12日時点

登録団数：24,212 団

登録団員数：511,247 人

登録指導者、役員、スタッフ：125,926 人

## 種目別登録数

種目	登録団数	登録団員数	種目	登録団数	登録団員数
軟式野球	5,276	105,725	馬術	19	262
バレーボール	2,918	47,365	リーダー会等	19	263
サッカー	2,894	80,458	ボウリング	15	247
剣道	2,029	31,946	日本拳法	14	250
複合種目	1,543	49,685	ノルディック	14	124
空手道	1,492	25,691	スポーツチャンバラ	11	114
ミニバスケットボール	1,469	35,636	フェンシング	9	124
バスケットボール	1,209	29,381	ボクシング	9	99
柔道	775	13,599	ゴルフ	7	82
ソフトボール	720	10,789	銃剣道	7	53
バドミントン	658	13,780	ソフトバレーボール	7	144
ソフトテニス	455	10,281	カーヌー	6	81
少林寺拳法	446	5,075	アーチェリー	5	80
陸上競技	389	13,282	カーリング	5	106
卓球	354	5,521	フィギュアスケート	5	82
その他	191	3,574	セーリング	4	34
競泳	144	3,794	飛込み	4	36
ドッチボール	116	2,157	エアロビック	3	52
野球（硬式）	97	2,439	ゲートボール	3	33
テニス	84	1,659	水球	3	41
アルペンスキー	83	1,237	太鼓	3	37
ラグビーフットボール	80	2,834	フットサル	3	40
ハンドボール	73	2,461	フットベースボール	3	37
器械体操	65	1,635	野外活動	3	86
合気道	59	962	ティーボール	2	24
ホッケー	58	1,338	ローイング	2	31
レスリング	50	709	山岳	1	12
スピードスケート	48	688	ショートトラックスケート	1	8
新体操	44	1,075	自転車	1	11
ミニバレーボール	40	658	スノーボード	1	14
なぎなた	38	635	綱引	1	15
トランポリン	32	701	トライアスロン	1	10
相撲	27	268	ビーチボール	1	13
アイスホッケー	22	602	武術太極拳	1	10
弓道	20	470	ローラースケート	1	15
バントワリング	20	467			

# 日本スポーツ少年団登録認定物品

日本スポーツ少年団に登録すると、都道府県もしくは市区町村スポーツ少年団から次の物品が交付されます。これらは、単位団や団員、指導者、役員、スタッフの証となるもので、スポーツ少年団における活動や仲間たちのシンボルです。

## ●団認定証

新規登録団に対して交付されます。



## ●スポーツ少年団旗

単位団はスポーツ少年団旗を保持しなくてはなりません。新規登録団は市区町村スポーツ少年団に申請し、保持して下さい。



## ●団員章

毎年登録団員1人につき1枚が交付されます。



## ●役員、スタッフ登録証

毎年単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団の登録役員、スタッフに対し1人1枚交付されます。

## ●指導者章

毎年登録指導者1人につき1枚が交付されます。



※画像はイメージです。

## スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート

スポーツ団体ガバナンスコード（ガバナンスコード）は、スポーツ団体が適切な組織運営を行うために遵守すべき原則・規範として、令和元（2019）年度にスポーツ庁が策定したものです。スポーツ団体に対し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進することとしています。ガバナンスコードは、中央競技団体向け（NF向け）と一般スポーツ団体向けの2種類があり、スポーツ少年団は**一般スポーツ団体向け**が適用されます。

では、具体的にどのように遵守し公表すればよいのでしょうか。スポーツ庁が用意しているセルフチェックシートに基づき、「自己説明と公表」を行うこととなります。ここでは、ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の6つの原則に対する遵守状況を自己説明・公表する際に用いるセルフチェックシートの記入例を参考までにお示しします。（公表の方法についてはP.49をご覧ください。）

セルフチェックシートという名称のとおり、このシートに記入した内容はどこかの団体が内容を評価するというものではなく、公表することが前提となっていますので、強いて言えば広く社会から評価されるということになります。

なお、ガバナンスコードの各原則全てに対応できていない場合もあります。対応できていない場合は、「対応に向けた今後の取組の見通し（対応可能な目標時期）」等を示すことが望まれます。つまり、「**できないことを無理やりやる**」ためのものではなく、**今すぐにはできなくても「なぜできないのかを明確にし、どのようにしたらいつ頃対応できそうかを自ら考える**」ためのものと捉える必要があります。

また、この記入例に付随する単位団の規約（会則）例をP.50から記載していますので、併せてご参照ください。

ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の全文とセルフチェックシートのデータは以下のスポーツ庁HPからご覧いただけます。

([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm))



【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

【団体名：  
【記載日：

【対応状況に係る自己評価】

- A:対応している
- B:一部対応している
- C:対応できていない

対応状況欄に A、B、C いずれかを記入  
「C」の場合は、「対応できていない理由」と  
「どうすればいつ頃対応できそうか」等を記入

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>※任意団体の場合は記入不要 &lt;例&gt; ○NPO法人の場合……「特定非営利活動法人促進法」を遵守している。 ○一般社団法人の場合……「一般社団法人に関する法律」を遵守している。</p>	A、B、C いずれかを記入(以下同様)
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(1)、(2)は単位団の運営にあたって「規約」などのルールを明文化し、そのルールに沿って運営しているかを確認しましょう。そのルールが関係者の誰でも確認できるとともに、話し合いをもとにルールを変更することができること、多数決の原理で物事を決定していることも重要な観点となります。</p> <p>※法人格を有する団体の場合は記入不要 &lt;例&gt; ○規約を定めている場合 ・団体としての権利義務関係を明確化するため、規約を定め次のとおりそれを遵守している。 ✓ 多数決の原理で業務執行の方針を決定している。 ✓ 団体の構成員の変更があっても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させることができる。 ✓ 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 ○規約(規程等)を定めていない場合 ・所属する団員が10名程度であることから、現時点では団体としての規約を定めず、必要に応じて役員及び団員が協議し業務執行の方針を決定しているが、今後、団体の役員間で協議し、令和〇年度に、団体としての権利義務関係を明確化するための規約を整備する。当該規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</p>	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(3)は単位団の活動にあたって遵守が必要な法令等のルールにどのようなものがあるかを明らかにした上で、そのルールに沿って活動できているかを確認しましょう。例で示したように公共施設の利用規約、学校施設を使用する際のルール、主たる活動に関する競技団体が定めるルールなど、身近なところで適用されるものが存在していると思われます。</p> <p>&lt;例&gt; ・公共施設を用いて大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。</p>	

項目	対応状況
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(4)は単位団の役員として、団長、副団長、指導者、会計、監事などの役職と役割や、育成母集団の構成員の関わりを明確にし、それぞれが役割分担しつつ、単位団が運営できているか確認しましょう。団の運営に必要な会議体の役割と頻度等を定めて、定期的に活動状況を共有することが重要です。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○体制を整備している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人促進法上定められた役員を選任している。</li> <li>・一般社団法人に関する法律上定められた役員を選任している。</li> <li>・団長、副団長、指導者、会計、監事の役職と任務を定めた団規約に基づき、育成母集団で各役員を選任している。</li> </ul> <p>○体制が整備されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では団体としての規約が整備されていないため、令和〇年度までに策定のうえ、各役員を選任するようにする。</li> </ul>	
<p><b>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b></p>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則2(1)は単位団の運営、活動にあたって大切にしていること(理念、目標)や大枠の活動予定を役員などの関係者で話し合っで決め、単位団に關係するすべての方々に共有されているか確認しましょう。スポーツ少年団の「理念」「団員綱領」「指導者綱領」に則って活動することも基本方針の一つと言えます。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○策定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体として目指すべき基本方針(ミッション、ビジョン)を策定し、団体のホームページや市報の団体紹介ページで公表している。</li> </ul> <p>○策定していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では策定できていないが、令和〇年度までに策定し公表する。なお、策定にあたっては、団体の構成員に広く参画を求め、その意見を反映させる。</li> </ul>	
<p><b>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b></p>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則3(1)は単位団内で役員や育成母集団の構成員に対し、暴力行為等の不適切な行動に対する研修を行ったり、市区町村・都道府県スポーツ少年団が開催する研修会に役員や育成母集団の構成員を派遣したりしているか確認しましょう。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、役員、スタッフを対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。</li> <li>・役員、スタッフは、年に1回、都道府県(市区町村)が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。</li> </ul> <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、役員、スタッフを対象とした研修会を開催する。</li> </ul>	

項目	対応状況
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則3(2)は単位団内で指導者に対し、暴力行為等の不適切な行動に対する研修を行ったり、市区町村・都道府県スポーツ少年団が開催する研修会に指導者を派遣したりしているか確認しましょう。</p>	
<p>&lt;例&gt;                      ○実施している場合                      ・年に1回、指導者を対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。                      ・指導者は、年に1回、都道府県(市区町村)が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。                      ○実施していない場合                      ・現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、指導者を対象とした研修会を開催する。</p>	
<p><b>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b></p>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則4(1)は単位団内でお金を扱うルールを定めて、そのルールに沿って処理されているか確認しましょう。ルールでは、誰がどのような方法で入出金して記録していくか、誰が確認するかなどを定めておくことが重要です。</p>	
<p>&lt;例&gt;                      ○団体の規約に会計処理に関する定めがある場合                      ・団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定め、そのとおり処理している。                      ○団体の規約に会計処理に関する定めがない、または規約(規程等)を定めていない場合                      ・現時点では団体の規約に会計処理に関する定めがないため(団体としての規約が整備されていないため)、令和〇年度末までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則4(2)は単位団が市区町村等からの補助金、交付金を受けている場合にその補助金等に関する条例や要綱、ガイドライン等のルールに沿って適正に使用しているか、申請、報告ができているか確認しましょう。</p>	
<p>&lt;例&gt;                      ・市区町村から補助金を受ける際は、市区町村が定める当該補助金に関する実施要項等を遵守している。                      ※公的助成を受けていない場合は、「現時点では公的助成を受けていないが、今後受給する場合は、助成団体が定める実施要項等を遵守する」旨を記入すること等も考えられる。</p>	

項目	対応状況
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>【考え方】原則 4(3)は単位団内でお金を扱う者を定めて、ミスを少なくするために複数の者で役割分担しているか確認しましょう。不正を防ぐ体制等として、年度毎に監査を行うことも重要です。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○体制を整備している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の規約に基づき、監事による監査を行うとともに、定時育成母集団総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。</li> </ul> <p>○体制が整備されていない場合、または規約(規程等)を定めていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では団体の規約に監査体制に関する定めがないため(団体としての規約が整備されていないため)、令和〇年度未までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</li> </ul>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>【考え方】原則 5(1)は単位団の活動や基本方針、会計処理に関する情報を関係する組織・団体や関係者に対して情報を公開、共有できているか確認しましょう。例えば、団のホームページに掲載したり、年1回の総会で資料を配布して説明したり、会報に掲載して配布したりと様々な方法が考えられます。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、役員体制や会計処理に関する情報を掲載している。</li> </ul> <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民が団体の役員体制や会計処理に関する情報を閲覧できるような広報活動を行う。</li> </ul>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>【考え方】原則 5(2)は単位団において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、このセルフチェックシートなどを用いて、関係する組織・団体や関係者に対して情報を公開、共有できているか確認しましょう。例えば、団のホームページに掲載したり、年1回の総会で資料を配布して説明したり、会報に掲載して配布したりと様々な方法が考えられます。</p>	
<p>&lt;例&gt;</p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)を公開している。</li> </ul> <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民に対する広報活動を行い、当該活動においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)を公開する。</li> </ul>	

項目	対応状況
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則6について	
▲(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
【考え方】原則6は単位団において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、一般スポーツ団体向けの内容だけでなく、NF向けの内容で遵守すべきものがある場合は、記載することとなります。自主的に高いガバナンスを確保したいと考える単位団はチャレンジしてみるのもよいかもしれません。	
原則6は、プロスポーツ団体等、社会的影響が大きいスポーツ団体を対象として想定しているもので、現状、遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定がある場合は記述する。	

遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定の番号・内容を記入

セルフチェックシート等を用いたガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明は、定期的（年1回程度）に作成し、以下の方法などで公表することが望まれます。

広く公表することが難しい場合には、ステークホルダー（団員をはじめとした関係者等）へ説明できる方法で対応することも考えられます。

- ・ 単位団のホームページに掲載
- ・ 市区町村スポーツ少年団のホームページに所属の単位団をまとめて掲載
- ・ 単位団が発行する会報に掲載し関係者に配布
- ・ 単位団の定時総会などの関係者が出席する会議で資料を提示し説明 など

※上記の他、日本スポーツ振興センターが運営する「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用して公表することも可能です。

日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



# 単位スポーツ少年団規約の参考例

## 第1章 総 則

- 第1条 (目的)** 本規約は、〇〇〇〇スポーツ少年団（以下「本団」といいます。）の運営に関する基本的な事項を定めるものです。
- 第2条 (事務所)** 本団の事務所は〇〇〇〇内に置きます。
- 第3条 (目的)** 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とします。
- 第4条 (活動)** 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。
- (1) 各種スポーツ活動
  - (2) 体力テスト
  - (3) レクリエーション活動
  - (4) 文化学習活動
  - (5) 他団体との交歓交流活動
  - (6) 奉仕活動
  - (7) その他本団の目的達成に必要な活動

## 第2章 団 員

- 第5条 (構成)** 原則、〇〇【市・区・町・村】内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができまます。
- 第6条 (申込み)** 本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。
- 第7条 (有効期間)** 本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日（3月31日まで）までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。
- 第8条 (団の登録)** 本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として〇〇【市・区・町・村】スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。又、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

## 第3章 育成母集団

- 第9条 (権限)** 育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。
- 第10条 (構成)** 育成母集団は、第11条に定める育成者をもって組織されます。
- 第11条 (育成者)**
1. 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
  2. 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
  3. 保護者以外の者（過去に保護者であった者を含む）は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。
- 第12条 (育成母集団総会の開催)**
1. 本団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。

2. 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
3. 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

**第13条（決議要件）** 育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

**第14条（議事録）**

1. 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
2. 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

## 第4章 役員

**第15条（役員）** 本団には、次の役員を置きます。

団長 1名                      副団長 若干名（各学年より1名）  
指導者 若干名              会計 2名      監事 2名

**第16条（選任）** 前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

**第17条（任期）**

1. 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
2. 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

**第18条（権限）**

1. 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
2. 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
4. 会計は、本団の会計を担当します。
5. 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

## 第5章 会計

**第19条（会計）** 本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。会費については、別に定めます。

**第20条（会費）** 会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には以下の費用が含まれます。

スポーツ少年団登録料〇円【〇〇県〇〇市の場合は〇〇円】

公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料〇円

**第21条（会計年度）** 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

**第22条（事業報告、計算書類の承認）**

1. 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
2. 監事は、前項に定める事業報告および計算書類について、事前に確認の上、意見を述べるすることができます。

## 第6章 その他

**第23条（個人情報の取扱と利用目的）**

1. 本団の活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
2. 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。
  - ・スポーツ少年団登録手続き
  - ・スポーツ少年団関係の事業への参加申込
  - ・その他必要な場合（個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとします）
3. 前項の定めによりスポーツ少年団の登録手続きに個人情報を利用することに伴い、当該個人情報は、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に提供され、同団が定める「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」その他の規定の適用を受けることとなります。

**第24条（所属団体の規定の適用）** 本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】（以下総称して「所属団体」といいます。）の諸規定が適用されます。本団の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

**第25条（規約の改正および解散）**

1. 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
2. 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

附則 1. 本規約は、〇年〇月〇日より施行します。

# スポーツにおける暴力行為等相談窓口

JSPO では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。

当窓口では、専門相談員に無料で直接相談ができます。

取り扱う内容は、**JSPO 公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による JSPO 倫理規程にて定める遵守事項違反行為等に限られます。**

当窓口において取り扱うことができる範囲外の相談内容の場合は、別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要（取扱範囲や利用方法等）は、JSPO ホームページにてご確認ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>)



## 利用方法

家族・知人・所属チーム役員・スタッフはもちろんのこと、対象行為によって被害を受けた本人やチームメイト等子どもからの相談も受け付けています。

① WEB 相談フォーム 24 時間随時受付



② 電話 03-6910-5827 毎週火・木曜日 13:00~17:00  
(年末年始・祝日を除く)



# 「NO！スポハラ」活動



昨今、スポーツの現場において、暴力、暴言、各種ハラスメント等の不適切行為が大きな社会問題として取り上げられています。こうした不適切行為の根絶を目的として、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の6団体が主催となり、令和5(2023)年4月25日から「NO！スポハラ」活動を開始しています。

主催6団体は、子ども・大人に関わらず、誰もが「NO！スポハラ」と声を上げやすい環境を作る必要があると考えています。

さらに、スポーツに関わるすべての人が、「スポハラ」はあってはならないもの、だめなものという価値観を持ってもらうため、必要な情報発信やイベントを実施しています。また、情報発信の一環として、「NO！スポハラ」活動特設サイトを開設し、スポハラについて関心を持ってもらうための情報を公開しています。誰でも使用いただけるポスターデータやロゴデータを展開しています。「NO！スポハラ」活動の周知のため、スポーツ少年団関係者の皆様もぜひご活用ください。

「NO！スポハラ」活動特設サイト ▶



**NO!**  
**スポハラ**

スポーツ・ハラスメント  
(暴力・暴言・ハラスメントなど)に、  
みんなが『NO!』と言う社会を目指して

# NO!

## スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、  
みんなが『NO！』と言う社会を目指して

### 『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。



UNIVAS

# 広報・出版 一覧

## ●スポーツ少年団事業概要動画

スポーツ少年団の組織や各種事業の基本情報をまとめた動画。

日本スポーツ協会公式YouTubeで公開中。  
講習会や研修会においてどなたでもご利用いただけます。



## ●ガイドブック

「スポーツ少年団とは」(本誌)

スポーツ少年団の組織や活動のあり方、地域スポーツクラブへの発展など、スポーツ少年団に関する情報を幅広く掲載しています。



## ●PRリーフレット

「スポーツは一生のトモダチ」

スポーツ少年団活動を広く一般社会に紹介し、未加入青少年ならびにその保護者を対象にスポーツ少年団の普及を図り、スポーツ少年団への加入を促進するためのリーフレット。



## ●ジュニア・ユース大会レギュレーション

子供たちにとって望ましいスポーツ大会の開催・普及のため、スポーツ少年団が目指す大会の在り方を運営者向けにまとめました。



## ●スポーツ少年団育成報告書

日本スポーツ少年団が実施した各種活動をまとめた年鑑。



## ●「スポーツ少年団改革プラン 2022」パンフレット

スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性をまとめた「スポーツ少年団改革プラン 2022」の概要版パンフレット。



☞ 日本スポーツ少年団の広報・出版物は、JSPo ホームページからご覧いただけます。



<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1022.html>(JSPo ホームページ)

日本スポーツ少年団 広報 検索

## JSPo 情報誌「Sport Japan」

スポーツ関係者の皆さまに有益かつ身近でタイムリーな情報を掲載。

➡登録団には毎月無料配布しています!!

☞ 詳しくは JSPo ホームページへ!

<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid660.html>

※発行回数や配布部数に変更が生じる可能性があります。





## ■都道府県スポーツ少年団一覽

(令和8年1月1日時点)

都道府県名	〒	住 所	TEL
北海道	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11-1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1706
北海 道	039-3505	青森市大字宮田字高瀬22-2 新青森県総合運動公園内	017-764-6675
岩 手 県	020-0133	盛岡市青山4-13-30 公益財団法人岩手県スポーツ協会内	019-648-0400
宮 城 県	981-0122	宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内	022-349-9655
秋 田 県	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	018-866-3916
山 形 県	990-2412	山形市松山2-11-30 公益財団法人山形県スポーツ協会内	023-625-5750
福 島 県	960-8043	福島市中町8番2号 福島県自治会館6階	024-524-3833
茨 城 県	310-0911	水戸市見和1丁目356番地の2 茨城県水戸生涯学習センター分館内	029-303-7222
栃 木 県	321-0152	宇都宮市西川4-1-1 栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ内	028-680-7771
群 馬 県	371-0047	前橋市関根町800 ALSOKぐんま総合スポーツセンター内	027-234-5555
埼 玉 県	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内	048-779-5895
千 葉 県	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内	043-254-0023
東 京 都	160-0013	新宿区震ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10階	03-6804-1472
神 奈 川 県	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045-311-0653
山 梨 県	400-0836	甲府市小瀬町840 小瀬スポーツ公園管理事務所内	055-243-8588
長 野 県	380-0872	長野市南長野聖徳545-1 スポーツ会館内	026-235-3483
新 潟 県	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
富 山 県	939-8252	富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター内	076-461-7138
石 川 県	920-0355	金沢市稚日野町北222 いしかわ総合スポーツセンター内	076-268-3100
福 井 県	918-8027	福井市福町3-20 セーレン・ドリームアリーナ内	0776-34-2719
静 岡 県	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1 静岡県スポーツ協会会館内	054-265-6464
愛 知 県	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 県教育会館内	052-264-1010
三 重 県	510-0261	鈴鹿市御園町1669 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿内	059-372-3880
岐 阜 県	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
滋 賀 県	520-0807	大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター 4階	077-526-5522
京 都 府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内	075-692-3455
大 阪 府	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 大阪府立体育会館内	06-6643-5234
兵 庫 県	651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル 5階	078-200-4165
奈 良 県	630-8113	奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎4階	0742-22-5791
和 歌 山 県	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1 和歌山県庁南別館7階	073-431-3982
鳥 取 県	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県議会議事館内	0857-26-8724
島 根 県	690-0015	松江市上乃木10-4-2 県立水泳プール内	0852-60-5053
岡 山 県	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 シゲトーアリーナ岡山内	086-256-7101
広 島 県	730-0011	広島市中区基町4-1 広島県立総合体育館内	082-221-4600
山 口 県	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階	083-933-4697
香 川 県	760-0004	高松市西宝町2-6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
徳 島 県	772-0017	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 鳴門・大塚スポーツパーク内	088-684-3660
愛 媛 県	790-0843	松山市道後町2-9-14 愛媛県県民文化会館別館内	089-911-1199
高 知 県	780-0850	高知市丸の内1-7-52 高知県庁西庁舎1階南	088-873-6263
福 岡 県	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092-629-3535
佐 賀 県	849-0923	佐賀市日の出2-1-11 佐賀県スポーツ会館内	0952-30-7716
長 崎 県	852-8118	長崎市松山町2-5 県営野球場内	095-845-2083
熊 本 県	861-8012	熊本市東区平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場内	096-388-1581
大 分 県	870-0908	大分市青葉町1 大洲総合運動公園 スポーツ交流館内	097-504-0888
宮 崎 県	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県総合運動公園内	0985-58-5633
鹿 児 島 県	890-0062	鹿児島市与次郎1-4-20 鹿児島県体協会館内	099-255-0146
沖 縄 県	900-0026	那覇市奥武島町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	098-857-0017

# JSPOが目指すもの

JSPOは子供から高齢者まで、人種、国籍、性別、障がいや疾病の有無などにかかわらず、誰もが生涯にわたってスポーツを安全に、楽しく「する」「みる」「ささえる」環境を整備するための事業を展開しています。

## スポーツ宣言日本

平成23(2011)年に創立100周年を迎え、人類が直面するグローバルな課題解決に貢献するため、スポーツの力での次の3つの社会像を実現させようと「スポーツ宣言日本 - 21世紀におけるスポーツの使命 -」を公表しました。

### スポーツ宣言日本が 目指す社会像

- ◎「公正で福祉豊かな地域生活」の創造
- ◎「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造
- ◎「平和と友好に満ちた世界」の構築



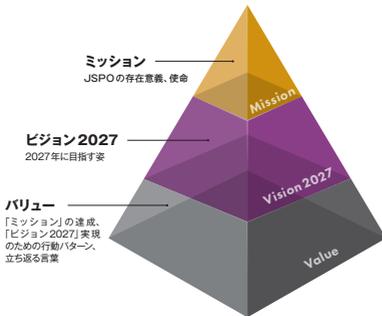
## 「JSPO中期計画2023-2027」

スポーツ宣言日本を強く意識し、スポーツを社会起点や生活者の視点で見つめ直し、心からスポーツを楽しみつつも、スポーツで培った力を広く社会に還元していくことを目指し、5年間の目標を掲げています。



## 全体像

「JSPO中期計画2023-2027」は、JSPOの「ミッション」、「ビジョン2027」、「バリュー」に基づき、これらを実現するための「4つの重点項目」と「32の成果目標」を中心に構成しています。



**ミッション** / Mission | スポーツと、望む未来へ、  
～スポーツの力で、人も社会も元気になる仕組みを”ともに”つくる～

ミッションとは、これまでの110年も、これからの100年も根本は変わらない、JSPOの永遠の使命です。

**ビジョン2027** / Vision 2027 | だれでも、だれとでも、いつでも、いつまでも。  
自分らしくスポーツを楽しめる社会へ。

ビジョン2027とは、JSPOが2027年に実現したい社会の姿です。

**バリュー** / Value | それは誰のためか？ それは何のためか？  
それはフェアか？

バリューとは、JSPOが重視する価値観、あいことばです。



## 32の成果目標

## 組織基盤の充実・強化

多岐にわたる事業・業務を効果的に遂行し、安定的かつ持続的な組織運営を実現するために、組織基盤の充実・強化に取り組みます。

JSPOブランド戦略

JSPO財務計画2023-2027

JSPO人材育成計画2023-2027

ガイドブック「スポーツ少年団とは」  
令和 8（2026）年 2 月 27 日発行  
発行／公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団  
TEL：03-6910-5814

スポーツ少年団組織外の方が、本誌内容を転載される場合は、あらかじめ連絡のうえ了解を得てください。  
また、各種最新の情報は HP をご確認ください。

# スポーツ安全保険<sup>®</sup>

ネットで  
簡単手続き

熱中症も  
対象

小さな掛金で  
充実補償



**スポあんネット**  
インターネットでかんたん加入

## 団体活動のための総合補償

#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団 #放課後事業

#総合型地域スポーツクラブ #教室 #部活動地域展開 #文化系サークル #ボランティア

保険の詳細内容、  
資料の請求は、  
ホームページを  
ご覧ください。



# はしる、とぶ、あぐらう、その先へ。

未来を担う子ども  
スポーツは大きな貢献  
からだを動かすたのしさは、  
他者との関わりやルールへの  
達成のよろこびは努力の  
あたしたちは、スポーツに親しむ  
担い手になっていくまでの  
スポーツに親しめる社会の

たちの健全な育成に、  
ができると信じています。  
健康なからだを作り、  
学ぶは、社会性を育み、  
大切さを教えてくれます。  
子どもたちが未来を創る  
道のりを支え、あらゆる世代が  
実現を目指しています。

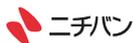


スポーツと、望む未来へ。



**JSPO**  
Japan Sport Association

## OFFICIAL PARTNERS



## OFFICIAL SUPPLIERS

